単価契約仕様書

環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課
（担当：木田、金﨑　電話：222-3952）

件名	（単価契約）使用済小型電子機器等引渡業務（まち美化事務所等）上半期
予定数量	２１５，０００ｋｇ
契約期間	令和９年４月１日　～　令和９年９月３０日
契約条件	欄外「使用済小型電子機器等引渡業務仕様書」のとおり

使用済小型電子機器等引渡業務仕様書

１　業務内容

受託者（以下「乙」という。）の業務は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、本市（以下「甲」という。）が回収した家庭からの使用済小型電子機器等（同法第二条第二項に規定するもので、若干の異物を含んだものをいう。以下同じ。）を引き取り、認定を受けた乙の再資源化事業計画に従って、引き取った使用済小型電子機器等を再資源化することである。

２　履行期間

令和９年４月１日から令和９年９月３０日まで

３　引取対象

甲が回収した使用済小型電子機器等のうち、三辺が３０㎝×４０㎝×４０㎝以下（１辺の長さが１０㎝程度超過する可能性がある。）であり、かつ高品質家電（ゲーム機（ポータブル型、据置き型)、携帯電話（ＰＨＳも含む)、デジタルカメラ、ビデオカメラ、音楽プレーヤー、タブレット端末、異物として回収したパソコン（デスクトップ型、ノート型)）を抜き取ったものを引渡す。

４　予定数量

２１５，０００ｋｇ

５　引渡し場所

引渡し場所は次のとおりとする（ただし、事情により変更する可能性がある。)。

名　称	所 在 地
ア　上京リサイクルステーション	上京区中立売通油小路東入甲斐守町１００
イ　東部まち美化事務所	左京区高野西開町３４－３
ウ　山科まち美化事務所	山科区小野弓田町３
エ　南部まち美化事務所	南区西九条森本町５０
オ　西部まち美化事務所	右京区西院西貝川町５７－１
カ　西京まち美化事務所	西京区樫原秤谷町３７
キ　南部クリーンセンター敷地内	伏見区横大路八反田２９ ①伏見まち美化事務所、②南部資源リサイクルセンター
ク　西部圧縮梱包施設	西京区大枝沓掛町２６
ケ　旧東山まち美化事務所	東山区今熊野日吉町１０－３

6　引渡しの方法

・　乙は４ｔ程度のコンテナ車用の脱着式コンテナ（積載量４～８m^3、幅 2,100×長さ 3,900 程度）又は１m^3のフレコンバッグを前記５「引渡し場所」に掲げる施設に設置すること。

※　各施設にコンテナとフレコンバッグのどちらを設置するか、また設置する積載量及び個数については、協議により決定すること。

・　甲は、前記３「引取対象」の使用済小型電子機器等をコンテナ（フレコンバッグ）に集約する。

・　乙は使用済小型電子機器等が入ったコンテナ（フレコンバッグ）を引き取り、新たなコンテナ（フレコンバッグ）を設置すること。

・　引き取りは、乙の責任で必要な車両等を用意すること。

（備考）

・　コンテナ（フレコンバッグ）設置の具体的な場所については、別途指示する。

・　甲は、回収した使用済小型電子機器等から異物（包装用のダンボール・ビニール・紙袋）、不適物（家電４品目、大型バッテリー、家電製品以外の商品）及び、高品質家電を除去し、コンテナ（フレコンバッグ）に投入する。

・　前記５「引渡し場所」のア～カ及びキ①については週１回～３回程度、ケについては月１回程度、引渡し場所から小型家電を引取ること。具体的なスケジュールについては、別途指示する。（引渡し場所によって頻度は異なる。）また、甲からの連絡を受けた時は、臨時でも引き取ること。

・　前記５「引渡し場所」のキ②、クについては、溜まり次第、甲からの連絡を受け、別途引取ること。

・　スケジュールに変更がある時は、その都度協議すること。

7　計量

乙は引き取ったコンテナ（フレコンバッグ）を自社の計量器で計量し、引き渡した使用済小型電子機器等の重量を甲に報告すること。計量を行う計量器は計量法に適合する設備であること。計量の最小単位は１０ｋｇ単位とする。

（備考）

・　各施設での引取りの状況、コンテナ（フレコンバッグ）の計量の状況を写真に収め、計量票とともに甲へ報告すること。

8　再資源化

乙は、甲が引き渡した使用済小型電子機器等を、小型家電リサイクル法に基づき、国から認定を受けた再資源化事業計画に従って再資源化を実施すること。

（備考）

・　具体的な収集・運搬、再資源化の方法、利用先等を事前に示すこと。（詳細は別途協議する。）

・　引き渡した使用済小型電子機器等の重量に係る有用金属等の再資源化量を算定すること。（詳細は別途協議する。）

9　支払方法

甲は、乙に引き渡した使用済小型電子機器等の重量に応じて、次のとおり引渡し金額を乙に支払うものとする。

・　甲が引き渡した使用済小型電子機器等の重量（７「計量」の最小単位１０ｋｇ）に基づいて、翌月の５日までに計量表を提出すること（様式等は、別途甲が指示する。）。

・　代金は、業務完了後に引き渡した使用済小型電子機器等の重量の総合計に対して、契約書記載の単価を乗じることにより金額を決定する。なお、１円未満の端数については、切り捨てる。

・　乙は、決定した引渡し金額をもとに請求書を作成し、７「計量」にて発行した計量票と共に甲に提出する。

・　甲は、計量票及び請求書を受取・確認後、速やかに支払う。

10　協議事項

・　甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。また、業務の進捗状況については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。

・　本仕様書に疑義が生じた場合は、又は、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を甲に提出すること。

11　留意事項

（１）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

（２）その他

・　業務を行うに当たっては、小型家電リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。

・　本業務では、携帯電話・PHS やメモリー類（ＳＤカード、メモリースティック等）といった個人情報を含む機器を取り扱うため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した使用済小型電子機器等の個

人情報の保護に努めること。

・　予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

12　受注条件

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号）第１０条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、契約締結後、この認定を受けていることを証明する書類を提出すること。